

令和5年11月17日

学生の皆様へ

保健管理センター所長

インフルエンザの流行と感染した場合の登校停止期間について

インフルエンザは例年秋から冬にかけて流行しますが、三重県では今年度 10 月中旬(第 42 週)に既に注意報レベルとなり、例年と比べて 2 ヶ月早く流行入りしています。普段から体調管理に十分注意し、マスクの適切な使用、こまめな手指衛生や換気など、ウイルス飛沫感染・接触感染の予防に努めていただくようお願いします。

インフルエンザ等に罹患した場合の登校停止期間について、下記のとおりご対応ください。

(参考)「学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項」

記

【登校停止期間】

インフルエンザ様の症状（38℃以上の発熱及び鼻汁、咽頭痛、咳など）が出たら、他の人への感染防止のため、発症した日を〇日として5日を経過し、かつ、熱が下がった日（解熱剤を使わなくても体温が37℃以下になった日）を〇日として2日を経過するまでは、登校を自粛して下さい。 経過した翌日から登校可能です。

なお、医療機関を受診しインフルエンザと診断された場合は、医師の指示にしたがい登校を停止して下さい。

ただし、修学上の配慮を受けるためには、診断書の提出が必要となる場合があります。各学部および教養教育事務室にご相談ください。

- ・日頃から十分な睡眠とバランスのよい食事をとるようこころがけ、抵抗力をつけておいて下さい。
- ・「令和5年度 今シーズンのインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>